

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成25年1月28日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	1号機	原子炉建屋天井クレーン(ガータ内)において、持ち主不明の洗浄液と推定されるスプレー缶3本を確認した。当該スプレー缶を回収し危険物保管庫に保管。今後、廃棄処理予定。 平成25年4月24日審議にてグレード変更 GIII→GII (防火上の観点から他号機への水平展開を図る必要があると判断した。)	GIII以下
2	5号機	原子炉建屋付属棟(管理区域)地下中3階濃縮廃液タンク(C)濃縮廃液系バルブ室においてタバコの灰らしき物を発見した。当該灰を回収。	GIII以下

3. GIIIグレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	計装用圧縮空気系除湿装置(B)試運転時、四方弁用電磁弁の作動不良を確認した。当該電磁弁を修理。	
2	5号機	サービス建屋換気空調補機常用冷却水系冷凍機(B)の点検周期が定められた期間を超えることを確認した。当該事象による影響を評価。	
3	6号機	鉄イオン注入装置電解槽の電極棒交換作業時、電極に接続されている各部品の著しい電触(電氣的腐食)を確認した。当該部品を修理(部品交換)。	
4	その他	66kV南側開閉所補助建屋耐震補強工事の地盤掘削作業時、建屋トイレ用浄化槽排水ポンプ用電源・制御ケーブルを損傷させた。当該ケーブルの応急処置(養生)をしトイレを使用禁止とした。	
5	その他	モニタリングポストNo. 8高線量率計用加温装置の温度異常(温度上昇後、その後下降)を確認した。当該装置を点検・修理。なお、モニタリングポストの測定には影響なし。	